

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

104

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

バックオフィス連携(情報連携)を利用して取得した納税情報により、優良廃棄物業者認定制度における優良認定申請時に必要な都道府県税を滞納していないことを証する書類の添付を省略可能とすること又は添付省略可能であることの明確化等

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

優良産廃処理業者認定にかかる申請手続きにおいて、バックオフィス連携(情報連携)により必要な納税情報が確認できれば都道府県税を滞納していないことを証する書類(納税証明書等)の添付を省略できるよう規制緩和を行うこと。

現行規定で添付省略が可能であれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則上、当該書類の添付を義務付ける規定があることから、バックオフィス連携(情報連携)により必要な納税情報が確認できれば都道府県税を滞納していないことを証する書類(納税証明書等)の添付を省略できる旨を明確化すること。

さらに、将来的には産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化の推進に向けた法整備を行い、国が国、都道府県、市町村の納税情報連携機能等、公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築を含めた電子申請システムの構築を目指すこと。

具体的な支障事例

優良産廃処理業者認定制度とは、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する産業廃棄物処理業者を、都道府県知事等が優良産廃処理業者として認定する制度である。

認定の申請に際して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」及び環境省の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」において、都道府県税を滞納していないことを証する書類(納税証明書等)の提出を求めている。

申請者は、県税に係る納税証明書の取得に当たり、所轄の県税事務所まで赴き、証明書交付手数料を支払うといった、手間及び負担が生じている。

当県では、県民サービスの向上と行政事務の更なる効率化のため、庁内の行政手続でのバックオフィス連携を行うことにより納税証明書の省略を進めているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に都道府県税を滞納していないことを証する書類(納税証明書等)の提出を求める手続があり、推進の支障となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、行政事務の効率化及び申請者の負担軽減や利便性向上につながる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の9、第6条の11、第6条の13、第6条の14、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項、第9条の3、第10条の4第2項、第10条の4の2、第10条の12第2項、第10条の12の2、第10条の16

第2項、第10条の16の2、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、山梨県、滋賀県、兵庫県、徳島県

—

各府省からの第1次回答

産業廃棄物処理業者が許可の更新と同時に優良認定を申請する場合において、住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税（以下「地方税」という。）を滞納していないことを証する書類の添付を求めている趣旨は、認定基準の財務体質の健全性に係る基準の1つである「地方税を滞納していないこと」への適合性を確認するためである。したがって、申請先の都道府県等が確認する内容に係る情報連携システムを構築していること等により、書類の添付を必要とせず地方税を滞納していないことを確認できるときは、地方税を滞納していないことを確認できる書類（規則第9条の3第8号等）の添付を省略することができるよう、今年度中に現行規定に対して所要の措置を講ずるとともに、その旨を技術的助言等で明らかにする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案に対し、今年度中に現行規定に対して所要の措置を講ずるとともに、その旨を技術的助言等で明らかにするとの前向きな御回答をいただいたことは大変ありがたい。については、事業者及び地方自治体の負担軽減を図るため、今年度の可能な限り早い時期に、所要の措置を講じていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。
国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

本年7月27日に公布した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和5年環境省令第12号）において、書類の添付省略規定を創設しており、同省令を本年9月16日から施行する。
また、都道府県及び政令市に対しては、その旨を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年7月27日付け環循適発第2307271号・環循規発第2307273号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）により周知した。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【環境省】

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）

(ii) 産業廃棄物処理業者が優良認定を申請する際に添付する住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税（以下この事項において「地方税」という。）を滞納していないことを証する書類（施行規則9条の2第2項15号、10条の4第2項9号、10条の12第2項及び10条の16第2項）については、省令を改正し、申請先の都道府県、指定都市又は中核市が情報連携システム等により、地方税を滞納していないことを確認できるときは、当該書類の添付を省略することを可能とした。

[措置済み（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年環境省令第12

号))]